

門真市立こども発達支援センター令和8(2026)年度職員採用要領

1 募集職種・人数

募 集 職 種：保育士、又は児童指導員

採用予定人数：若干名(補欠合格あり)

2 応募資格

(1) 保育士または児童指導員※の資格を有する方、または2026年3月末までに取得見込みの方

※ 児童指導員の資格要件は別紙のとおりです。

(2) 障がいのあるこどもの支援に熱意のある方

(3) パソコン操作(Word、Excel等)ができる方

3 雇用形態・条件

(1) 雇用形態：正規職員

(2) 雇用期間：2026年4月1日～(6か月の試用期間あり)

(3) 勤務地：門真市立こども発達支援センター(大阪府門真市大字北島546番地)

(4) 勤務時間：8:30～17:30(休憩60分)※シフト制

(5) 休 日：土日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)年間120日程度

(6) 給 与：法人規定による(経験・資格に応じて加算あり)

通勤手当：上限5万円/月

賞 与：4.2か月/年(初年度は3.35か月)

(7) 福利厚生：社会保険完備、バイク通勤可、有給休暇、特別休暇等

4 業務内容

- ・ 発達に支援を必要とするこどもへの療育支援
- ・ 個別支援計画の作成と実施
- ・ 保護者支援・相談
- ・ 関係機関との連携
- ・ 記録・報告書作成
- ・ その他センター運営に関する業務

5 採用試験

(1) 第1次選考

実 施 日：令和7年8月2日(土)

選考方法：書類選考、個人面接(30分程度)、実技試験(30分程度)

※ 実技試験は、模擬セッションを行います。

(2) 第2次選考

実 施 日：令和7年8月23日(土)

選考方法：個人面接(30分程度)、

6 応募方法

(1) 応募期間：令和7年6月9日(月)～7月25日(金)必着

(2) 提出書類： ① 履歴書(写真貼付、志望動機を記入)
② 職務経歴書
③ 資格証明書のコピー(取得見込みの場合は在学証明書)

(3) 応募先： 〒571-0025 大阪府門真市大字北島 546 番地
門真市立こども発達支援センター 採用担当 田宮

※ 郵送の場合は封筒に「採用応募書類在中」と朱書きしてください。

※ 電子メールでの応募も可能です。

(メールアドレス: tamiya-yuusuke@chidori.or.jp)

※ 提出書類は返却いたしません。

7 選考結果

(1) 第1次選考結果通知：令和7年8月上旬(予定)

(2) 最終選考結果通知：令和7年8月下旬(予定)

※ 選考結果は、応募者全員にメールにてお知らせします。

8 問い合わせ先

門真市立こども発達支援センター 採用担当 田宮

電話: 072-883-1680

(メールアドレス: tamiya-yuusuke@chidori.or.jp)

9 備考

(1) 選考日程については、応募状況により変更する場合があります。

(2) 提出書類に記載された個人情報は、採用選考以外の目的には使用いたしません。

(3) 補欠合格者は、正規合格者が辞退した場合に採用される可能性があります(補欠合格の有効期間は令和7年12月末日まで)。

(4) 応募資格を満たしていない場合や提出書類に不備がある場合は、選考対象外となる場合があります。

児童指導員の資格要件（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第43条）

次のいずれかに該当すること

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第1項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学院の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 学校教育法の規定による高等学校、中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑨ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑩ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者

※児童福祉事業とは、以下のことをいいます。

- 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- 同法第12条に規定する児童相談所
- 同法第6条の2の2に規定する事業
児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業
- 同法第6条の3に規定する事業
児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

※1年以上の実務経験は、1年あたり180日以上であることを要します。（直接支援業務のみが対象です）